

東村山市都市計画地区計画の決定（東村山市決定）

都市計画西武園住宅地区地区計画を次のように決定する。

名 称	西武園住宅地区地区計画	
位 置	東村山市多摩湖町3丁目及び4丁目地内	
面 積	約8.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	快適で魅力ある都市環境を創出するために、当地区に形成されている低層の一戸建住宅を主体とした、良好な住環境の維持保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	敷地の細分化、建築物の用途の混在の防止により、現に形成されている低層の一戸建住宅地として維持、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内に既に整備されている区画街路及び公園について、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境を有する低層の一戸建住宅地として保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度を定め、建築行為を誘導、規制する。

	位 置	東村山市多摩湖町3丁目及び4丁目各地内	
	面 積	約8.2ha	
整備計画	建築物等に関する事項	※ 建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ次のいずれかの用途を兼ねるもの（これらの用途に供する床面積の合計が50㎡を超えるものを除く） （1）事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で建設大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く） （2）理髪店、美容院 （3）学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類する施設 （4）出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 3. 診療所（患者の収容施設を有するものを除く） 4. 前各号の建築物に付属する建築物
		建築物の敷地面積の最低限度 ※	165㎡
		建築物の高さの最高限度 ※	建築物の高さは地盤面から9m、軒の高さは7mをそれぞれ超えないこととし、かつ階数は地階を除き2以下とする。
区域は計画図表示のとおり。			
理 由	建築物その他合理的な土地の利用を図り、良好な住環境の維持、保全を図るため地区計画を決定する。		

※は知事承認事項